平成２７年（フ）第４６６号
京都市西京区嵐山朝月町53番地３　ハウスくらもと301号室、前住所京都市西京区嵐山谷ケ辻子町45番地６　リブコート嵐山３－Ｂ
債務者　小濵　節子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８１４号
京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒20番地
債務者　庄野　俊郎
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８６６号
京都市伏見区桃山町和泉45番地２
債務者　畠中亜沙子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７７号
京都府宇治市宇治字文字27番地の２　クレセント宇治208号
債務者　青木孝子こと　金　　孝子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８８３号
京都市下京区夷馬場町48番地２　コーポイマムラ３Ｆ、前住所京都市下京区東中筋通花屋町上る学林町291番地　橘マンション201
債務者　村山　時則
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５１３号
兵庫県尼崎市神田北通９丁目233番地
債務者　佐藤惠美子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５４８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番２－804号、前住所神戸市灘区新在家南町１丁目１番２－1004号
債務者　伊山　知子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５０号
奈良市五条３丁目23番５号
債務者　井上　　学
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２６０号
奈良県生駒郡平群町西宮２丁目13番８－２号
債務者　ダイアグワークスこと　久保　達哉
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２６１号
奈良県生駒郡平群町西宮２丁目13番８－２号
債務者　久保　久美
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２７８号
奈良市南風呂町19番地の２　飛鳥302号
債務者　宇都宮あけみ
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１０３号
鳥取県米子市福万479番地２　福寿荘、住民票上の住所鳥取県米子市河崎322番地49
債務者　足森　輝巳
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１１０号
鳥取県米子市彦名町397番地４　ルミエール１・201号
債務者　小林　隆将
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１４１号
広島県福山市御門町２丁目８番20号　メゾンアルカディア御門305
債務者　城戸有輝子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２０９号
愛媛県松山市天山１丁目６番２号　ビオラ天山102号
債務者　塩見　　恵
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２２号
愛媛県松山市馬木町435番地１　宮野第２コーポ102号
債務者　玉井　由美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２３号
愛媛県松山市高浜町１丁目1424番地８　ベルメゾン高浜603号
債務者　阿久澤美幸
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで　松山地方裁判所民事部